

公の施設（市立温泉利用施設）の現指定管理者による 施設運営期間の延長について

1 延長の経緯について

コロナ禍にあった令和3年度(2021年度)に「市立温泉利用施設の今後の方向性について」(以下、「あり方方針」という。)を示し、令和4年(2022年)7月1日から令和6年(2024年)6月30日まで現指定管理者による施設の運営を2年間延長して、あり方方針の第1優先取組の実現に向けて取り組んでいるところです。

新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行し、一定の収束を見たものの、依然として国際情勢の変化から落ち着きを取り戻せない状況が続いており、物価の高騰が消費行動を圧迫し、新しい投資をするための判断基準も変化しています。そのため、この2年間においても積極的なサウンディング調査は行えず、令和元年(2019年)に行った調査において対話を行った事業者をはじめ、あり方方針を公表してから問い合わせがあった事業者、本施設の運営また宝塚温泉の存続に興味を示した事業者や市民団体などと情報交換を行ってきましたが、あり方方針の実現には至っていません。

引き続き、あり方方針に掲げる「第1優先取組」を進めていくため、しばらくの間、指定管理者制度による現行施設の運営を延長します。なお、延長に際しては、「指定管理料なし」及び「機械式駐車場等施設及び設備の大規模改修なし」を条件とし、期間は2年間を最長とします。

2 指定管理者の選定について

新たな事業者の参入は、設備や人材等の投下資本を回収することが困難であり、公正な競争を担保できないと見込まれること、また、現指定管理者への広報や誘客による支援の提案もあることから、「非公募」により現指定管理者を引き続き指定することとします。